

高齢者・障害者・ひとり親世帯 移転費用等助成



紋章



シンボルマーク

《申込・問合せ先》

文京区福祉住宅サービス

〒112-8555 文京区春日1-16-21

文京シビックセンター11階 北側

助成の申請は、住み替え先の賃貸借契約の前に行ってください。

※賃貸借契約後の助成申請は受けられませんのでご注意下さい。

1 事業概要

現在、区内の民間賃貸住宅にお住まいの高齢者世帯等が、「立ち退き」(合意の有無は問いません)又は「住環境改善」のために、区内の民間賃貸住宅に転居する場合、「移転費用」及び「今までの家賃と転居した後の家賃の差額」を助成することで、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう支援します。

2 助成内容

(1) 移転費用助成

① 助成内容 礼金、仲介手数料、引越し経費の合計額(消費税を除く。)

引越し経費の梱包・解包・廃棄・クリーニング等、対象とならない項目があります。

② 助成限度額 15万円

立退き料によって減額される場合があります。

(2) 家賃差額助成

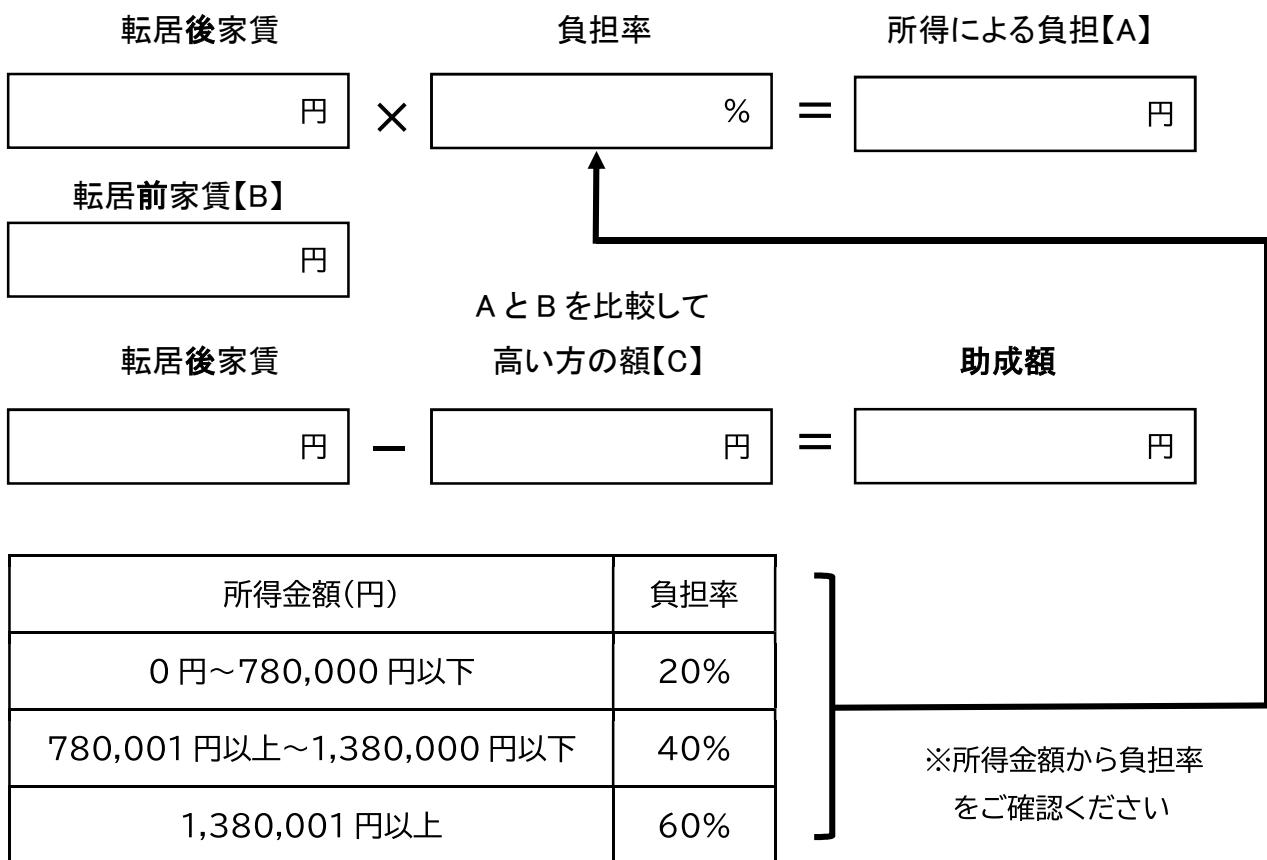
① 助成限度額 月額2万円

- 立退き料によって減額される場合があります。
- 転居後の家賃が転居前の家賃より下がる場合は、家賃差額助成の対象にはなりません。
- 助成開始日・終了日又は助成期間中に助成要件を満たさなくなり助成を取り消した日が月の末日でない場合、助成額は日割りとなります。

② 助成期間 2年間

家賃を負担していない月がある場合や助成期間中に申請要件に該当しなくなった場合など、助成期間が2年間とならない場合があります。

③ 助成額の算出



【メモ】

3 申請要件

対象世帯 (いずれかに該当)	1. 65歳以上のひとり暮らし又は、65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成される世帯 2. 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯 3. 18歳未満のお子さんのいる母子家庭・父子家庭又は、父母の死亡等により、18歳未満のお子さんを祖父母等が養育している世帯 ^{(※1)(※2)}
資格の要件 (すべてに該当)	<input type="checkbox"/> 区内に引き続き1年以上居住している。 <input type="checkbox"/> <u>立ち退き又は住環境改善のため</u> 、区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅へ住み替える。 ^(※3) <input type="checkbox"/> 独立して日常生活を営むことができる。 <input type="checkbox"/> 前年の世帯の年間総所得が基準額の189万6千円以下である。 ^(※4)
その他 (すべてに該当)	<input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく住宅扶助を受けていない。 <input type="checkbox"/> 高齢者賃貸住宅登録事業の家賃助成を受けたことがない。 <input type="checkbox"/> この制度を利用し、助成金を受けたことがない。 <input type="checkbox"/> 暴力団員でない。 <input type="checkbox"/> 住民税を滞納していない。 <input type="checkbox"/> 家賃の滞納をしていない。 <input type="checkbox"/> 住み替え後の家賃が、単身13万円以下、世帯17万円以下である。 ^(※5)

※1 家賃差額助成は、助成決定時に最も年齢の低いお子さんが満18歳に達した日の属する年度の末日までを助成対象期間とします。(助成期間が2年間とならない場合があります)

※2 離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続きの着手を証明できる方を含みます。

※3 以下の住宅にお住まいの方及び転居する方は助成を受けられません。

- 公営・公社・UR賃貸住宅(都市再生機構住宅)等の公的住宅
- 社宅等の給与住宅(会社の所有又は借上げ住宅)
- 1年未満の短期間契約の住宅
- 2親等以内の親族の所有又は借上げ住宅
- 自営等で自宅の家賃を経費に計上している住宅
- 定期建物賃貸借の契約期間満了により賃貸借契約が終了する住宅
(住環境改善または転居先の場合は可能)

※4 同居人1人につき、基準額に38万円加算。そのほか障害者等の特別控除あり。

※5 住み替え後の家賃が基準を超える場合、いずれの助成も受けられません。ただし、転居後に再度住み替え前(賃貸借契約前)申請を行うことは可能です。(再度の住み替え前(賃貸借契約前)申請を行わずに賃貸借契約を締結した場合、助成を受けられませんので、ご注意ください。)

【住環境改善の内容】

住環境改善の場合、職員が住み替え前後の住宅の実態調査を行う場合があります。

※住み替えにより、次のいずれかの状況が解消されなければ助成は受けられません。

ア	台所が共同炊事場である
イ	トイレが共同又は和式である
ウ	風呂が設置されていない又は共同である
エ	階段に手摺り等がない(高齢者世帯、身体障害者世帯のみ)
オ	段差等がある(高齢者世帯、身体障害者世帯のみ)
カ	エレベーターの無いアパートの二階以上に居住している (高齢者世帯、身体障害者世帯のみ)
キ	文京区すまいる住宅登録事業実施要綱に規定する住宅に住み替える
ク	旧耐震基準の住宅(昭和56年5月以前に建築確認を受けた住宅)から新耐震基準の住宅(昭和56年6月以降に建築確認を受けた住宅)に住み替える

4 申請手続

(1)住み替え前(賃貸借契約前)申請

① 必要書類

- 助成申請書(所定様式)
- 現在お住まいの住宅の賃貸借契約書と家賃の領収書(通い帳等)
- 前年中の所得を証明する書類(住民税課税(非課税)証明書)
※住民税課税(非課税)証明書は税務課(10階)、戸籍住民課(2階)及び地域活動センター等で発行できます(1通300円)。
※課税決定前(毎年1月～6月上旬)の申請は、直近の源泉徴収票、年金振込通知書等をご提出ください。

- 障害者世帯:身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ひとり親世帯:戸籍謄本(住民票は不可)
- 結婚手続きに着手している世帯:事件係属証明書、弁護士等が作成した離婚協議証明書等

◆申請理由により必要なもの(必要な方のみ)

・「立退き」の場合

- 家主の証明書(所定様式。家主の署名、押印があり、取壊し等の理由が記載されたもの)

・「住環境改善」で、旧耐震基準の住宅(昭和56年5月以前に建築確認を受けた住宅)から住み替える場合

- 建物所有者及び建築竣工年が確認できる書類(建物登記事項証明書又は固定資産税納税通知書・課税明細書の写し等 ※発行から1年以内のもの)

② 有効期間 助成決定の日から1年間

住み替え後(賃貸借契約後)申請における支給申請日が、有効期間内ではない場合、助成を受けられません。

(2)住み替え後(賃貸借契約後)申請

必要書類

- 支給申請書・支払金口座依頼書・請求書(所定様式)
- 転居後の住宅の賃貸借契約書(家賃上限あり。「3 申請要件」を参照)
- 住民税課税(非課税)証明書 ※(1)で未提出の方
- 礼金・仲介手数料・家賃の領収書(支払った金額の内訳がわかるもの)
- 引越し経費の領収書(引越し業者等に支払ったもの)と見積書(内訳がわかるもの)
- 振込先の口座がわかる通帳等(申請者本人の口座に限る)
- 印鑑(シャチハタ等スタンプ印は使用できません)

「住環境改善」要件で、新耐震基準の住宅(昭和56年6月以降に建築確認を受けた住宅)に住み替える場合(必要な方のみ)

- 建物所有者及び建築竣工年が確認できる書類(建物登記事項証明書又は固定資産税納税通知書・課税明細書の写し等 ※発行から1年以内のもの)

(3)申請窓口・問合せ先

文京区福祉住宅サービス(文京シビックセンター11階 北側)

電話 5803-1238(ダイヤルイン)

5 注意事項

- ◎ 賃貸借契約書、領収書等は原本をお持ちください。窓口でコピーします。
- ◎ 住み替え前及び住み替え後の申請日が契約期間内である賃貸借契約書が必要です。
賃貸借契約を更新している場合は、更新契約書も必要になります。助成金の支給を受けるまでは、住み替え前の賃貸借契約書(更新契約書を含む。)を破棄しないよう、ご注意ください。
- ◎ 申請者と賃貸借契約書の契約者名及び入居者名(同居人含む)が異なる場合、又は家賃をご自身で負担していない場合などは、助成の対象になりません。ご不明な場合、事前に文京区福祉住宅サービスへご相談ください。
- ◎ 助成決定の有効期間(助成決定の日から1年間)経過後も、再度住み替え前(賃貸借契約前)申請を行うことで、助成を受けることは可能です。有効期間経過後に、再度の住み替え前(賃貸借契約前)申請を行わずに賃貸借契約を締結した場合、助成を受けられませんので、ご注意ください。
- ◎ 区内に1年以上居住していること、及び転居後の住所を住民記録で確認します。
- ◎ 助成期間中に助成要件を満たさなくなった場合(例:住宅を退去した、同居家族が変更になった、生活保護を受給することになった等)、必ず文京区福祉住宅サービスへ報告してください。助成金の支給後に助成要件を満たさなくなったことが判明した場合、既に支給している助成金を返還していただきます。